

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2022年10月21日

【発行者の名称】

アップコン株式会社
(UPCON CORPORATION)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 松藤 展和

【本店の所在の場所】

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号KSP東棟611

【電話番号】

044-820-8120(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 管理本部本部長 和田 進一

【担当J-Adviserの名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小林 昇太郎

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm>

【電話番号】

03-4560-0200

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

アップコン株式会社

<https://www.upcon.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期(中間期)	第20期(中間期)	第18期	第19期
会計期間	自2021年2月1日 至2021年7月31日	自2022年2月1日 至2022年7月31日	自2020年2月1日 至2021年1月31日	自2021年2月1日 至2022年1月31日
売上高 (千円)	336,111	455,530	914,358	673,439
経常利益 (千円)	23,022	94,249	250,597	53,431
中間(当期)純利益 (千円)	14,960	64,763	181,040	37,551
資本金 (千円)	43,000	43,000	43,000	43,000
発行済株式総数 (株)	1,299,400	1,299,400	1,299,400	1,299,400
純資産額 (千円)	980,816	1,061,674	981,449	1,003,407
総資産額 (千円)	1,037,749	1,166,292	1,185,674	1,047,159
1株当たり純資産額 (円)	754.82	817.05	755.30	772.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	12 (—)	5 (—)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	11.51	49.84	139.32	28.90
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	94.5	91.0	82.7	95.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△102,896	169,126	360,200	△170,782
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△823	—	△102,494	△150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△15,592	△6,830	△6,991	△15,592
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	736,357	681,591	855,670	519,295
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	47 (—)	45 (—)	44 (—)	44 (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 第18期は中間財務諸表を作成しておりませんので、第18期の中間会計期間に係る主要な経営指標については記載しておりません。
3. 第19期(中間期)及び第20期(中間期)の1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期中間会計期間の期首から適用しており、第20期中間会計期間に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45	34.8	6.9	4,982

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(2022年2月1日～2022年7月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種制限の緩和や、ワクチン接種の効果などもあり経済活動に正常化の動きがみられました。

一方、ロシアによるウクライナ軍事侵攻や中国によるアジア海洋進出及び台湾への軍事行動など地政学的リスクはいまだ不透明な状況が続いており、為替及び金融市場に不透明感がぬぐえない状況となっております。

建設業界におきましても地政学的リスクによる燃料や原材料の供給難や価格高騰などが、各企業の経営を圧迫し続けております。

このような状況下、当社では営業力及び他社との差別化を強化したことにより民間工事・公共工事共に前年同期比を2期連続で上回りました。また展示会やアップコン工法の積極的なPR活動を行いました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は455,530千円(前年同期比35.5%増)、営業利益88,519千円(前年同期比287.7%増)、経常利益94,249千円(前年同期比309.4%増)、中間純利益64,763千円(前年同期比332.9%増)となりました。

なお、当社の事業セグメントは沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、681,591千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは169,126千円の収入(前年同期は102,896千円の支出)となりました。

主な要因は、税引前中間純利益94,249千円、未収還付消費税等の減少15,872千円、未払費用の増加4,875千円、未払消費税等の増加20,875千円及び法人税等の還付額35,969千円等が生じたことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは一千円(前年同期は823千円の支出)となりました。

これは、有証証券の取得200,000千円及び有価証券の償還200,000千円が生じたことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは6,830千円の支出(前年同期は15,592千円の支出)となりました。

これは、主に配当金の支払額6,497千円が生じたことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社の工法は受注から完工まで短期間で施工を行う工法であり、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は沈下修正事業の単一セグメントのため、施工対象別の記載をしております。

施工対象	前中間会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)		当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)		前年同期比(%)
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
民間事業	253,992	75.6	311,660	68.4	22.7
公共事業	82,119	24.4	143,870	31.6	75.2
合計	336,111	100.0	455,530	100.0	35.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)		当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
株式会社アキヤマ	56,500	16.8	—	—
日本道路株式会社	—	—	55,550	12.2

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2022年4月25日に公表した発行情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年10月1日にJトラストグローバル証券株式会社(旧エイチ・エス証券株式会社)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、当中間会計期間の末日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社(以下「乙」という。)はJ-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続

に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
 - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- (8) 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- (10) 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

- (11) 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- (13) 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- (14) 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- (16) 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- (17) 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- (18) その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。

また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、沈下修正工事を行うと同時に、将来の新たな事業発展を目的として、複数のプロジェクト(以下、PJ)による研究開発を進めています。

現在の研究開発は、当社の技術部メンバー全員(32名)によって取り組んでおります。

なお当中間会計期間末における主なPJは以下のとおりであり、研究開発費の総額は5,491千円となっています。

(1) 杭状地盤改良PJ

既存の建物の屋内でも施工可能な小型の機械を使用し、地盤改良を行います。具体的には地盤を掘削して杭状袋体を入れ、その袋体の中でウレタンを掘削径よりも大きく発泡させることにより、地盤の圧密強化と密着性を高めることで上載荷重を支持することを目標とするPJです。

今年度は品質の安定を目標とした実験を行っています。

なお、当PJに係る研究開発費は1,224千円であります。

(2) 緑化PJ

発泡ウレタン樹脂を用いた土壌改良材を、土中に直接混ぜ込む(商品名:ナテルン)ことで、クッション性を向上させながら、植物の生育を向上させることを目的としております。

ナテルンの技術を転用し、屋上緑化でも活用しております。今年度は新規植物での新たな方法による植栽実験を開始しており、良好な生育結果が得られています。

またナテルンの研究を応用し、植物を直接植え込む(商品名:テラタン)ことで、水槽内で植物を生育させる基盤材を新たに開発しました。

なお、当PJに係る研究開発費は810千円であります。

(3) 応急復旧PJ

地震などの災害で、大きな段差が生じてしまった道路を、応急的に復旧する工法です。道路に発生した段差に高強度ウレタン樹脂を吹付け、表面をスロープ状に硬化させることで、段差を解消し、緊急車両等の通行を短時間で可能とすることを目的に開発しました。

今年度は昨年同様にEE東北'22(展示会)にて『応急復旧工法ダンタン』を発表しました。

なお、当PJに係る研究開発費は87千円であります。

(4) ブラストPJ

ウレタン生成時に第三の物質を混入させることで、生成時の化学反応熱を低く抑えることが可能となり、大規模な空洞部の充填工事が容易に行えるようになりました。昨今、道路の陥没事故が多数発生しており、道路下の空洞を充填する工法を確立するため、実験を実施しています。

なお、当PJに係る研究開発費は1,009千円であります。

(5) 電柱PJ

社会的需要の増加に対応し、自然災害対策の1つである電柱の補強について、ウレタンを使用した補強研究を継続しております。電柱内部の中空部にウレタン樹脂を充填することで電柱を倒壊しにくくすることを目的としています。

今年度はフィールド実験を行い良好な結果を得ることができました。また、学会での論文を発表しました。

なお、当PJに係る研究開発費は2,345千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この中間財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は1,082,712千円となり、前事業年度末に比べ114,718千円増加いたしました。これは主として現金預金の増加162,296千円及び有価証券の減少49,510千円によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は83,579千円となり、前事業年度末に比べ4,414千円増加いたしました。これは主として投資その他の資産の長期前払費用の増加343千円及び繰延税金資産の増加4,063千円によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は101,010千円となり、前事業年度末に比べ60,284千円増加いたしました。これは主として未払法人税等の増加36,149千円、未払消費税等の増加20,349千円及び預り金の増加5,203千円によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は1,061,674千円となり、前事業年度末に比べ58,266千円増加いたしました。これは主として中間純利益による増加64,763千円及び株主配当の支払いによる減少6,497千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

このような状況のもと、当社は品質改善による顧客満足度の向上、生産性向上による収益力向上を図ってまいります。施工工程の改善・管理の徹底及び安定した品質を確保し顧客満足度を向上させます。効率的な人員の配置を検討し経費削減による収益向上を図ってまいります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は企業体質の強化を図りながら持続的な企業価値の向上を進めるにあたり、事業運営上必要な資金を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の財源は主に営業活動によるキャッシュ・フローで生み出した資金を源泉とし、運転資金及び設備資金は主に自己資金で賄うことを基本としております。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2022年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年10月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,197,600	3,898,200	1,299,400	1,299,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	5,197,600	3,898,200	1,299,400	1,299,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年7月4日(注)	1,234,430	1,299,400	—	43,000	—	11,850

(注) 株式分割(1:20)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	15	16	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1,670	—	—	11,324	12,994	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	12.85	—	—	87.15	100	—

(7) 【大株主の状況】

2022年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 (自己株式を除く)に対する所有 株式数の割合(%)
松藤展和	神奈川県川崎市高津区	862,800	66.40
アクアプレコン株式会社	神奈川県川崎市高津区溝口1-15-3 プランズ溝のロレジデンス1201号	167,000	12.85
松藤真弓	神奈川県川崎市高津区	60,000	4.62
松藤花梨	神奈川県川崎市高津区	60,000	4.62
松藤南輝	神奈川県川崎市高津区	60,000	4.62
千家道恵	神奈川県横浜市緑区	24,000	1.85
飯塚朋子	東京都葛飾区	16,000	1.23
桑田豪	東京都新宿区	12,000	0.92
江間哲郎	東京都府中市	12,000	0.92
川口宏二	神奈川県横浜市港北区	10,000	0.77
計	—	1,283,800	98.80

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,299,400	12,994	権利内容に何ら制限のない当社 における標準となる株式であ り、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,299,400	—	—
総株主の議決権	—	12,994	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 2022年2月から2022年7月までは、売買実績がありません。

3 【役員の様況】

2022年4月25日の発行者情報の提出日後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2022年2月1日から2022年7月31日まで)の中間財務諸表について、みおぎ監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当中間会計期間 (2022年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	519,295	681,591
受取手形	12,341	15,380
完成工事未収入金	76,342	102,958
有価証券	247,615	198,105
未成工事支出金	34,049	—
材料貯蔵品	11,306	12,145
前払費用	11,516	19,213
その他	55,526	53,317
流動資産合計	967,993	1,082,712
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	2,891	2,891
減価償却累計額	△1,839	△1,958
建物・構築物（純額）	1,051	932
機械・運搬具	130,868	130,868
減価償却累計額	△117,047	△118,904
機械・運搬具（純額）	13,820	11,964
工具器具・備品	48,358	47,258
減価償却累計額	△38,054	△38,124
工具器具・備品（純額）	10,303	9,134
リース資産	—	4,257
減価償却累計額	—	△425
リース資産（純額）	—	3,831
有形固定資産合計	25,175	25,862
無形固定資産		
ソフトウェア	686	603
特許権	135	95
無形固定資産合計	821	698
投資その他の資産		
長期前払費用	305	648
繰延税金資産	—	4,063
差入保証金	21,678	21,311
保険積立金	31,098	30,924
その他	85	70
投資その他の資産合計	53,167	57,018
固定資産合計	79,165	83,579
資産合計	1,047,159	1,166,292

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当中間会計期間 (2022年7月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	15,776	12,297
リース債務	—	842
未払金	8,449	8,509
未払費用	9,634	14,509
未払法人税等	100	36,249
未払消費税等	—	20,349
未成工事受入金	3,938	220
預り金	2,827	8,031
流動負債合計	40,725	101,010
固定負債		
リース債務	—	3,607
繰延税金負債	3,025	—
固定負債合計	3,025	3,607
負債合計	43,751	104,617
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,000	43,000
資本剰余金		
資本準備金	11,850	11,850
資本剰余金合計	11,850	11,850
利益剰余金		
利益準備金	1,890	1,890
その他利益剰余金		
別途積立金	6,000	6,000
繰越利益剰余金	940,667	998,934
利益剰余金合計	948,557	1,006,824
株主資本合計	1,003,407	1,061,674
純資産合計	1,003,407	1,061,674
負債純資産合計	1,047,159	1,166,292

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)		当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)	
売上高				
完成工事高		334,236		455,530
兼業事業売上高		1,875		—
売上高合計		336,111		455,530
売上原価				
完成工事原価	※1	154,763	※1	213,569
売上原価合計		154,763		213,569
売上総利益				
完成工事総利益		179,473		241,960
兼業事業総利益		1,875		—
売上総利益合計		181,347		241,960
販売費及び一般管理費	※1	158,517	※1	153,440
営業利益		22,830		88,519
営業外収益				
受取利息及び配当金		102		2,419
助成金収入		202		2,693
有価証券評価益		—		490
その他		—		331
営業外収益合計		304		5,933
営業外費用				
支払利息		—		148
その他		112		55
営業外費用合計		112		203
経常利益		23,022		94,249
税引前中間純利益		23,022		94,249
法人税、住民税及び事業税		100		36,575
法人税等調整額		7,961		△7,089
法人税等合計		8,061		29,485
中間純利益		14,960		64,763

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	918,708	926,599	981,449	981,449
当中間期変動額									
剰余金の配当						△15,592	△15,592	△15,592	△15,592
中間純利益						14,960	14,960	14,960	14,960
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△632	△632	△632	△632
当中間期末残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	918,076	925,966	980,816	980,816

当中間会計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	940,667	948,557	1,003,407	1,003,407
当中間期変動額									
剰余金の配当						△6,497	△6,497	△6,497	△6,497
中間純利益						64,763	64,763	64,763	64,763
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	58,266	58,266	58,266	58,266
当中間期末残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	998,934	1,006,824	1,061,674	1,061,674

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)	当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	23,022	94,249
減価償却費	4,691	3,639
受取利息及び配当金	△102	△2,419
支払利息	—	148
助成金収入	△202	△2,693
有価証券評価損益(△は益)	—	△490
売上債権の増減額(△は増加)	27,611	△29,655
棚卸資産の増減額(△は増加)	△3,866	33,210
前払金の増減額(△は増加)	2,804	—
仕入債務の増減額(△は減少)	9,395	△3,478
未収還付消費税等の増減額(△は増加)	—	15,872
未払金の増減額(△は減少)	10,780	60
未払費用の増減額(△は減少)	△44,413	4,875
未払消費税等の増減額(△は減少)	△42,826	20,875
前受金の増減額(△は減少)	△937	—
その他	△9,780	△5,285
小計	△23,823	128,909
利息及び配当金の受取額	4	2,129
利息の支払額	—	△148
助成金の受取額	202	2,693
法人税等の支払額	△79,279	△426
法人税等の還付額	—	35,969
営業活動によるキャッシュ・フロー	△102,896	169,126
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△200,000
有価証券の償還による収入	—	200,000
無形固定資産の取得による支出	△823	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△823	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	—	△333
配当金の支払額	△15,592	△6,497
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,592	△6,830
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△119,313	162,296
現金及び現金同等物の期首残高	855,670	519,295
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 736,357	※1 681,591

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価法

(1) 未成工事支出金 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 材料貯蔵品 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、2016年4月1日以後取得の建物・附属設備・構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 8年～10年

機械・運搬具 2年～12年

工具器具・備品 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

特許権 3年～8年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、主に沈下修正工事を行っております。それらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

7 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「売上割引」及び「雑損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外費用」の「売上割引」に表示していた32千円及び「雑損失」に表示していた79千円は、「その他」として組み替えております。

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他資産の増減額(△は増加)」及び「預り金の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間会計期間においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他資産の増減額(△は増加)」に表示していた△9,668千円及び「預り金の増減額(△は減少)」に表示していた△112千円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

前事業年度の発行者情報(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響の仮定について重要な変更はありません。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)	当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
有形固定資産	4,566	3,516
無形固定資産	125	123

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,299,400	—	—	1,299,400
合計	1,299,400	—	—	1,299,400

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月26日 定時株主総会	普通株式	15,592	12	2021年1月31日	2021年4月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,299,400	—	—	1,299,400
合計	1,299,400	—	—	1,299,400

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月25日 定時株主総会	普通株式	6,497	5	2022年1月31日	2022年4月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)	当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
現金預金勘定	836,357	681,591
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△100,000	—
現金及び現金同等物	736,357	681,591

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年1月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券 ※2	247,615	247,615	—
資産計	247,615	247,615	—

※1 「現金預金」、「受取手形」、「完成工事未収入金」、「工事未払金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 組込デリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

当中間会計期間(2022年7月31日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券 ※2	198,105	198,105	—
資産計	198,105	198,105	—

※1 「現金預金」、「受取手形」、「完成工事未収入金」、「工事未払金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 組込デリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間(2022年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
債券	—	198,105	—	198,105
資産計	—	198,105	—	198,105

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2022年7月31日)

該当事項はありません。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

債券は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

前事業年度(2022年1月31日)

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	47,615	50,000	△2,385
③その他	200,000	200,000	—
小計	247,615	250,000	△2,385
合計	247,615	250,000	△2,385

(注)債券には組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、その評価差額は損益計算書に計上しております。

当中間会計期間(2022年7月31日)

その他有価証券

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	198,105	200,000	△1,895
③その他	—	—	—
小計	198,105	200,000	△1,895
合計	198,105	200,000	△1,895

(注)債券には組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、その評価差額は損益計算書に計上しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2022年1月31日)

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、注記事項「有価証券関係」に含めて記載しております。

当中間会計期間(2022年7月31日)

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、注記事項「有価証券関係」に含めて記載しております。

(収益認識の関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2022年 2月 1日 至 2022年 7月 31日)

(単位: 千円)

	完成工事高
民間事業	311,660
公共事業	143,870
顧客との契約から生じる収益	455,530
外部顧客への売上	455,530

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	88,683
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	118,338
契約負債(期首残高)	3,938
契約負債(期末残高)	220

契約負債は、流動負債の「未成工事受入金」に含まれており、工事請負契約における顧客からの未成工事受入金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当期に認識した収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額に重要なものはありません。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2021年 2月 1日 至 2021年 7月 31日)

当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2022年 2月 1日 至 2022年 7月 31日)

当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2021年 2月 1日 至 2021年 7月 31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省

略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社アキヤマ	56,500	沈下修正事業

当中間会計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
日本道路株式会社	55,550	沈下修正事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり純資産額	772円21銭	817円05銭

	前中間会計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年7月31日)	当中間会計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり中間純利益金額	11円51銭	49円84銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	14,960	64,763
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	14,960	64,763
普通株式の期中平均株式数(株)	1,299,400	1,299,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年10月17日

アップコン株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 将文

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高野 将一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアップコン株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2022年2月1日から2022年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アップコン株式会社の2022年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年2月1日から2022年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。